

農村産業法を活用して
工業団地等の拡張を行った事例

令和 2 年 3 月

農林水産省
MAFF

＜農村産業法を活用して工業団地等の拡張を行った事例：Y市＞

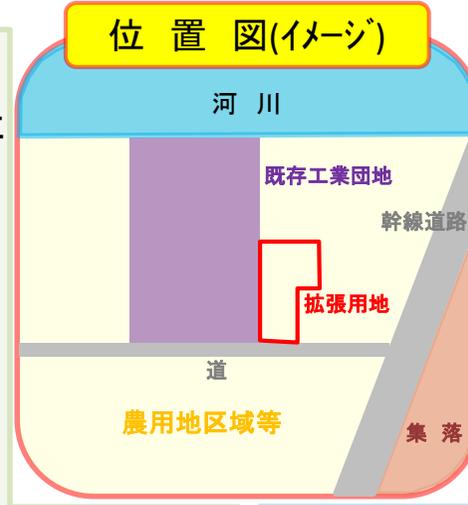
実施計画の概要

- (1) 拡張する既存工業団地等の操業企業数：12社
(拡張用地に施設整備する既存企業数：1社)
- (2) 拡張面積：2.5ha (うち農地面積：2.3ha)
- (3) 拡張用地の土地利用
農振法：農用地区域
都計法：非線引都市計画区域

(4) 産業導入の目的

若年層、Uターン希望者及び農業従事者・不安定兼業従事者にとって魅力ある就業機会を創設するとともに、認定農業者や担い手農家への農地の集積を促進し、農業と産業との均衡ある発展を図る。

位置図(イメージ)



産業導入地区の選定条件及び選定理由等

(1) 産業導入地区の選定の経緯

工業団地に立地する企業の敷地の拡張計画であり、拡張に必要な敷地面積などの条件を満たす用地が近隣になく、団地内も全て分譲済である。加えて、現在の工業団地の拠点性を高める必要がある。

(2) 工業団地等の拡張用地の選定条件及び選定理由

① 選定条件

工業団地内に立地する企業の事業統合による主力製品の増産及び製造ラインの増設等のための工場建設を目的に、より効果的・効率的な土地利用を念頭に選定。

② 選定理由

既存工場の製造ラインの増設等による効率的な土地利用の観点から、既存工場の敷地との一体的な土地利用が必要であると判断。

これを受けて、周辺農地や土地改良施設等に支障がないことを確認し、やむを得ず農用地区域内の農地に拡張用地を求めた。

Y市の諸計画との整合

都市計画マスタープランにおいて、「企業が立地するY工業団地は、本市の工業の拠点として、操業環境を維持し工業振興を図るとともに、更なる産業集積を促進するため、企業誘致の前提となる新たな工業用地の整備を行う。」として位置付け。

＜農村産業法を活用して工業団地等の拡張を行った事例：A町＞

実施計画の概要

- (1) 拡張する既存工業団地等の操業企業数：2社
(拡張用地に施設整備する新規企業数：2社)
- (2) 拡張面積：2.6ha (うち農地面積：2.0ha)
- (3) 拡張用地の土地利用
農振法：農用区域
都計法：非線引都市計画区域

(4) 産業導入の目的

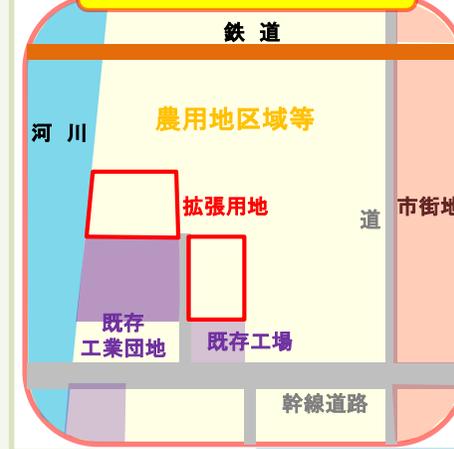
企業の地方進出情勢を受け、現在の産業導入地区と隣接する区域を拡張する変更計画を定め、農業就業構造の改善を促進することにより、農業と産業の調和と均衡ある発展を目指す。

A町の諸計画との整合

総合計画において、産業集積のための工業団地造成を位置付けるとともに、都市計画マスタープランにおいて、既存工業団地への積極的な企業誘致展開を位置付け。

また、農振整備計画においても、農村地域への工業への導入等による農工一体となった調和のある発展により、地域の雇用機会の増大、農用地利用集積による農業構造の改善を図ることを位置付け。

位置図(イメージ)



産業導入地区の選定条件及び選定理由等

(1) 産業導入地区の選定の経緯

都市計画用途地域内、農業振興地域外及び農業振興地域内非農用区域において検討したが、企業の求める敷地面積を確保できない等の理由により選定には至らなかった。そのため、やむを得ず農用区域内において産業導入地区を選定。

(2) 工業団地等の拡張用地の選定条件及び選定理由

① 選定条件

農用区域内での選定に当たっては、

- (ア) 今後の農業施策の実施や周辺農地などに与える影響が最小限に食い止められること
 - (イ) 排水対策が容易に講じられること
 - (ウ) 今後の就業者対策に効果が期待できること
- について考慮。

さらに、これらの観点に加え、一団の優良農地や宅地が点在する地域を避けるなど、5カ所の候補地において検討。

② 選定理由

既存工業団地に隣接した土地に新たな企業を誘致する方が、農業施策や周辺農地への影響、地域の産業集積や企業同士の連携等の観点から望ましいと判断し、やむを得ず当該土地に拡張用地を求めた。